

町都市計画マスタープランに対する ご意見をお伺いします

町では、都市計画の基本的な方針を示す都市計画マスタープランの見直しを進めています。計画の素案がまとまりましたので、みなさんのご意見をお伺いします。

住民説明会

とき

12月12日(日)

午後2時～

ところ

町民会館 大ホール

意見の募集

募集期間

12月13日(月)から令和4

年1月11日(火)まで

閲覧場所

町公式ホームページまたは
都市建設課管理計画班

意見を提出できる方

① 町内に住所を有する方

② 町内に事務所又は事業所
を有する個人及び法人そ
の他の団体

③ 町内に存する事務所又は
事業所に勤務する方

④ 町内に存する学校に在学
する方

⑤ 町に納税義務を有する方

⑥ 本事業に利害関係を有す
る方

提出方法

① メール

tosikensetu@town.yok

oshibahikari.chiba.jp

② FAX (84) 2713

③ 郵送・持参

〒289-1793

横芝光町宮川11902

都市建設課管理計画班

※意見書の様式は、町公式
ホームページからダウン
ロードするか、閲覧場所
に備え付けの用紙により
提出してください。

意見の公表

① ご意見は内容ごとに整理・分類し、町の考えとともに町公式ホームページと都市建設課窓口で公表します。

② ご意見に対し、個別の回答はしません。

③ 住所、氏名等の公表はしません。

問 都市建設課管理計画班
☎ (84) 1217

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産とは、工場や商店などを経営したり農業を営んでいる法人や個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象になります。

償却資産をお持ちの方は、令和4年1月31日までに申告していただく必要があります。

申告対象となる資産

令和4年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却資産が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるもの

- ・ 構築物(門、塀、駐車場アスファルト舗装など)
- ・ 機械及び装置(ポンプ、建設工業機械など)
- ・ 船舶
- ・ 車両及び運搬具(貨車など)
- ・ 工具、器具及び備品(冷暖房機器、ロッカー、パソコンなど)

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)、自動車税、軽自動車税の課税対象となっている自動車は対象になりません。

太陽光発電設備に係る固定資産税(土地)の課税

太陽光発電設備を設置すると課税地目が変更され、翌年度の税額が変更になる場合がありますので、設備を設置した場合にはご連絡ください。

太陽光発電設備も償却資産です

10キロワット以上の太陽光発電設備または10キロワット未満でも事業用の場合は、償却資産となり、固定資産税の対象になります。

固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うために、償却資産の状況調査に取り組んでいます。

償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後、必要に応じて現地調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

問 税務課資産税班 ☎ 84-1212